

事務連絡
平成28年3月28日

各建設業者団体 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

「監理技術者制度運用マニュアル」の解釈の明確化について

建設業法第26条に定める工事現場に置く技術者については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国土交通省国総建第315号）等において、かねてよりその適正な設置の徹底等をお願いしてきたところであるが、昨今の技術者をとりまく環境の変化を踏まえ、継続雇用制度の適用を受けている者について、下記の通り解釈を明確化したことから通知する。

なお、本通知における解釈については、監理技術者制度運用マニュアルにおいても明記する予定であることを申し添える。

また、貴団体傘下の建設企業に対して周知方願いたい。

記

- 1 主任技術者又は監理技術者の恒常的な雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアル 二―四（3）」に定められているところであるが、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

全建事発第 112 号

平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤 晴貞

〔公印省略〕

「監理技術者制度運用マニュアル」の解釈の明確化について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、このたび国土交通省 土地・建設産業局 建設業課より、本会に対し別紙のとおり通知がありました。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

(担当) 事業部事業企画課 川上

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp